

事務局長

皆様、おはようございます。
公私ともに大変お忙しいところ会議にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。
初めに、先般9月1日の市議会定例会におきまして、欠員となっております農業委員1名につきまして人事案件を提案し、議会から同意をいただき、同日午後には大曲庁舎の応接室で市長より農業委員として任命されました、7番の伊藤裕樹委員をご紹介いたします。
伊藤さん、どうぞお立ちください。伊藤裕樹さんです。
ここで、伊藤さんのほうから一言ご挨拶していただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

伊藤委員

どうも皆さん、おはようございます。
今回、欠員の補充にご指名をいただきまして、新しく農業委員になりました伊藤裕樹と申します。担当は西仙北になります。私自身も農業をしておりますが、まだ、未熟のため仕事に追われ様々うまくいっていないことだらけではありますが、自分が今回この与えられた職務をきちんと全うできますように、また分からないことだらけですが、皆様から教えを請うてきちんと自分がやるべきことをしっかりとやっていきたいと思っておりますので、これからご指導、ご鞭撻のほうをよろしくどうかお願いいたします。

事務局長

ありがとうございました。
伊藤委員から、これからどうぞよろしくお願いいたします。
それでは、定刻より若干前ではございますが、ただいまから第3回大仙市農業委員会総会を開催いたします。
(午前9時57分 開会)

事務局長

会長からご挨拶がございます。
(会長挨拶)

事務局長

ありがとうございました。
会議に先立ちまして、出席委員数をご報告させていただきます。ただいまの出席者は24名となっております。会議規則第9条の規定による定足数に達しており、本総会は成立していることをご報告申し上げます。
次に、前回8月7日総会から本日までの主な業務報告につきまして、お手元に配付しております第3回総会までの業務報告書をご覧ください。
初めに、8月7日ですが、第2回農業委員会総会を仙北ふれあい文化センターにおいて、委員21名、推進委員1名の出席をいただき開催しております。そして、8月20日には、改選後の第1回目の農業委員会役員会を大曲プラザつつみにおいて開催し、推進委員候補者の評価や広報「農業委員会だより」第19号の発行などについてご協議いただいております。
次に、9月1日ですが、ただいまご紹介させていただきました伊藤委員の人事案件が議会で同意をいただきまして、辞令交付という流れとなっております。
その他につきましては資料のとおりとなっておりますので、ご確認いただきたいと思います。
それでは、大仙市農業委員会会議規則により会議の進行は会長にお願いいたします。

議長

本日の会議を開催します。

初めに、議事録署名委員を決めたいと思いますが、当席より指名することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認め、5番、三浦功委員、6番、小松伸一委員の両名を議事録署名委員に指名いたします。

議 長

議案第1号の「大仙市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について」を議題とします。

事務局長

議案第1号 大仙市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について

農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定により、大仙市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について審議を求める。

令和2年9月9日提出

大仙市農業委員会 会長 細谷精悦

議 長

事務局の説明を求めます。

事務局長

大仙市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱につきましては、農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定により農業委員会が委嘱することになっており、去る7月31日の総会におきまして委嘱されたところではありますが、西仙北の3番の担当推進委員が欠員となっております。

今回、欠員の地域の推進委員へ応募があったことから、去る8月20日に役員会を開催し、大仙市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱第6条に規定された推進委員候補者の評価を実施し、候補者として選任されたことから、委員会の承認を求めるものであります。

議案書の2ページをご覧ください。

候補者の氏名は、佐藤学さんです。住所は、大仙市強首字強首550番地14で、就農して8年目になります。先月には、農業法人の立上げに参画しまして役員に就任しております。やる気もありまして、そして農業にとっても真面目に取り組まれていると伺っております。よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長

質疑ないようですので、これより採決いたします。

議案第1号について原案のとおり候補者を農地利用最適化推進委員に承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議 長

ありがとうございます。

全員賛成ですので、議案第1号の「大仙市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について」は、候補者を農地利用最適化推進委員に承認し、委嘱することに決定いたします。

議 長

ここで、委嘱状交付のため、暫時休憩いたします。

(午前10時08分 休憩)

12ページ、10番をご覧ください。

移転される農地は、大仙市刈和野〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、地目が畑、面積が〇〇平方メートルほか田8筆、畑1筆、合計〇〇〇〇〇平方メートルです。

贈与による所有権移転です。

譲渡人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、54歳。譲受人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、82歳です。

申請理由は、〇〇〇〇さんは相続により農地を取得しましたが、〇〇〇に住んでおり、今後も農業をする意思がないことから、申請農地を管理してくれていた〇〇の〇〇さんに贈与するものです。〇〇さんは、長年、野菜などを栽培しながら申請農地を管理してきましたので、経営面積はゼロですが、耕耘機などの小型農機具は所有しており、営農計画書も提出されたことから、営農に支障がないものと判断いたしました。

議案第2号につきましては、ただいま説明いたしました2件のほか、有償所有権移転3件、無償所有権移転2件、使用貸借権設定の新規1件、更新5件がございます。

22ページから23ページの農地法第3条の調査書をご覧ください。

農地法第3条第2項各号には該当しない場合許可できることとなりますが、今回は受付番号1番の案件については第2号に該当しております。ただし、農地法施行令第2条第1項第1号ハで、不許可の例外を規定しておりますが、教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人で、農林水産省令で定める者がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められることに該当することから、結果、全て許可要件を満たしているものと考えます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

- 議 長 説明が終わりました。
 これより質疑を行います。質疑ございませんか。
 (なしの声)
- 議 長 質疑ないようですので、これより採決いたします。
 議案第2号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
 (賛成者挙手)
- 議 長 ありがとうございます。
 全員賛成ですので、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、
 原案のとおり許可することに決定しました。
- 議 長 次に、議案第3号の「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題としま
 す。
- 事務局長 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
 農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。
 令和2年9月9日提出
 大仙市農業委員会 会長 細谷精悦
- 議 長 事務局の説明を求めます。
- 参 与

29ページ、1番をご覧ください。

位置図、配置図につきましては、資料1ページになります。

転用する農地は、大仙市角間川町〇〇〇〇〇〇〇、地目が畑、面積が〇〇〇〇〇平方メートル、1筆です。先ほど、3条1番でご説明をした農地の隣が申請地となります。障害者作業所を設けるための所有権移転による転用案件であります。

譲渡人と譲受法人は、3条1番の案件と同じく、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇〇さんになります。

申請理由といたしましては、譲受法人は知的障害者施設等の運営を行っていますが、利用者にスノーポールで作製や、先ほど3条でご説明いたしました、農作業の活動支援のため、作業所の建築を計画したものでございます。

売買価格については、1平米当たり〇〇〇円、総額〇〇〇〇〇〇〇〇円となっております。

転用の許可基準における立地基準につきましては、対象の地区は宅地化が進んでいることから、農地法施行規則第45条第1項に規定する相当数の街区を形成している区域内の農地に該当し、第2種農地と考えられます。第2種農地は、農地以外の宅地などの土地や第3種農地がない場合には、許可できることとなっております。本案件の申請地が児童施設の隣である、公益的な運営が期待できる、また事業目的が社会福祉事業の一環であることから、許可基準を満たしているものと判断いたしました。また、一般基準につきましても、添付書類等を勘案した結果、許可要件を満たしているものと判断いたしました。

次に、2番をご説明いたします。

位置図、平面図につきましては、資料の3ページ、4ページになります。

1件目です。

転用する農地の所在は、大仙市北檜岡〇〇〇〇〇〇、地目が田、面積〇〇〇平方メートルほか田3筆、合計田4筆、面積〇〇〇〇〇平方メートルです。

譲渡人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さんです。

売買価格は、総額〇〇万円で、1平方メートル当たり〇〇〇円となっております。

2件目、転用する農地の所在は、大仙市北檜岡〇〇〇〇〇〇、地目が田、面積〇〇平方メートル、1筆です。

譲渡人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さんです。

売買価格は、総額〇万円で、1平方メートル当たり〇〇〇円となっております。

2件とも、譲受会社は大仙市〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇〇さんです。既存の資材置場の拡張に伴う売買による所有権移転です。

申請理由につきましては、譲受会社は建設・不動産業を営んでおりますが、業務拡大に伴い、既存資材置場が手狭になったため、隣接する申請地を譲受け、拡張するものであります。

なお、既存の資材置場の面積は〇〇〇〇〇平方メートル、拡張部分の面積は〇〇〇〇〇平方メートルです。

立地基準については、申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地に区分されますが、農地法施行規則第35条第5号により、本案件は既存の資材置場の拡張であり、申請地の面積が既存の2分の1を超えないことから、許可基準を満たしているものと判断いたしました。また、一般基準につきましても、添付書類等を勘案した結果、許可要件を満たしているものと判断いたしました。

次の3番、4番につきましては、関連がありますので、併せてご説明いたします。

位置図、平面図につきましては、資料5ページ、6ページになります。

砂利採取に伴う一時転用です。

3番の転用する農地は、大仙市神宮寺〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、地目が田、面積〇〇〇〇〇平方メートルほか田1筆、合計田2筆、面積〇〇〇〇〇平方メートルです。

貸付人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さんです。

4番の転用する農地は、大仙市神宮寺〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、地目が田、面積〇〇〇平方メートル、1筆です。

貸付人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さんです。

3番、4番ともに、借受会社は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇、〇〇〇さんです。3番が砂利採取に伴う砂利採取場、4番が表土置場になります。また、設定期間について

を目的とする農地転用については認められておりませんでした。昨今のデザインや間取りなど住宅建築に対する購買者ニーズの多様化を踏まえ、今般の農地法の運用の見直しにより一定期間内に建築請負計画が成立すること、万一販売することができなかつた場合は、計画者が自ら住宅を建築する条件を達成する見込みのある場合の限りにおいて転用許可を認めるものであります。

続きまして、8番をご覧ください。

位置図及び配置図につきましては、資料11ページ及び12ページをご覧ください。

転用する農地は、大仙市戸地谷○○○○○○○○、地目が田、面積○○○平方メートルです。資材及び車両置場とするための転用で、売買による所有権移転です。

譲渡人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん。譲受人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さんです。

理由といたしまして、○○さんの経営する○○○○○○○○○○○○○○○○○○は精密機器やダクト製造業に加え、トラックの加裝業も行っていることから、お客さんのトラックの駐車スペースや加裝資材の置場の確保に苦慮していました。申請農地は○○○○○○○○の資材置場のすぐ隣にあり、利便性がいいことから、須田さんに売買をお願いしたところ、○○さんがこれに応じたものであります。

売買価格は、1平方メートル当たり○○○○○円、総○○○○○円となっております。

農地転用の許可基準における立地基準につきましては、申請農地は国道13号線近くで、一団の農地は少なく、北側に工業団地があり、宅地化が進んでいる区域に近接する農地であることから、第2種農地に区分されます。農地法施行規則第45条第1号において、相当数の街区を形成する区域内にある農地は許可できることから、許可要件を満たしているものと判断いたしました。また、一般基準につきましても、添付書類等を勘案した結果、許可要件を満たしているものと判断いたしました。

議長	事務局からの説明が終わりました。 これより現地調査された委員から補足説明がありましたらお願いいたします。 案件1番についてお願いします。
----	--

高橋議員	13番の高橋です。 8月28日、事務局と現状確認してきました。事務局の説明のとおり、問題ありません。よろしくご説明いたします。
------	--

議長	ありがとうございます。 案件2番についてお願いします。
----	--------------------------------

鈴木委員	16番、鈴木です。 先日、事務局と現地へ確認をしにまいりましたが、事務局の説明のとおり特段問題はありませので、よろしくご説明いたします。
------	---

議長	ありがとうございます。 案件3番と4番についてお願いします。
----	-----------------------------------

伊藤委員	10番、伊藤です。 先日、事務局と確認してきました。何ら問題はありませので、どうかよろしくご説明いたします。
------	---

議長	ありがとうございます。 案件5番から7番についてお願いします。
----	------------------------------------

玉井委員	2番、玉井です。 5番、6番の砂利採取の案件ですが、9月1日に現地確認してきました。隣接する住民の方の了承も得ていますので、問題ないと思っております。本県の分譲住宅地の案件で
------	--

すけれども、9月2日に確認してきました。事務局の説明のとおり、住環境に適した地域で問題ないと思います。よろしくをお願いします。

議 長 ありがとうございます。
 案件8番についてお願いします。

本間委員 4番、本間です。
 事務局の説明のとおり、何ら問題ございませんので、よろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。

事務局長 現地調査、大変ありがとうございました。
 それでは、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議 長 質疑に入ります。
 質疑ございませんか。
 齊藤委員。

齊藤委員 9番、齊藤です。
 2番の件について少し伺いたいと思います。
 隣接する場所というのがあって、平米当たりの値段が若干違いますが、私としては同額が望ましいと考えますけれども、何か理由がありましたら伺いたいと思います。

議 長 事務局。

参 与 2番と3番の値段の違いですけれども、片方が砂利採取、片方表土置場となっております。表土置場のほうは上のほうをあまりいじったりしないということで、値段が安くなっております。

齊藤委員 2番ですよ、2番。

参 与 2番、砂利採取のほうでいいんですよね。

齊藤委員 砂利は3番。

参 与 資材置場ですよ。

参 与 資材置場って、あれですか。

議 長 ○○○○。

参 与 すみません、2番の資材置場ですけれども、近くの農地で単価の違いですけれども、詳細まではちょっと伺っていないですけれども、○○さんのほうは、面積が小さく、端のほうにあり、あまり使っていないところで安くなっているようです。詳細まではちょっと正直聞いていないですけれども、譲渡に際し、○○○○さんのほうと双方合意の上、売買に至ったということですのでございます。特別事情ということではないですけれども、そういったことであらうと思われま。

齊藤委員 これはあれですか、今許可出そうとしているところですが、何か一言言うことは可能ですか。

委員会からこういう意見ということで、同額が望ましいようなこちら側の意見を話すというのは可能でしょうか。

参 与

いわゆる転用の手順の中で、近隣の農地は同じ金額にしなければならないという、そういった基準とかはないので、全ての転用案件になりますけれども、譲渡人と譲受人についての双方での金額については合意したというので事務局に来られて、齊藤委員のお話も分かるんですけれども、金額までうちのほうでそういったことにしてくださいという、正直権限はありません。

議 長

よろしいですか。

齊藤委員

双方合意ということでしょうから、まずこの場では終わりにします。

議 長

ほかにありませんか。
(なしの声)

議 長

ないようですので、これより採決いたします。
議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(賛成者挙手)

議 長

ありがとうございます。
全員賛成ですので、議案第3号の「農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定しました。

議 長

次に、議案第4号の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。

事務局長

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。
令和2年9月9日提出
大仙市農業委員会 会長 細谷精悦

議 長

事務局の説明を求めます。

参 与

28ページから31ページの2番と3番をご覧ください。

関連がありますので、一括でご説明いたします。

最初に、2番です。

所有権を移転する農地は、大仙市四ツ屋〇〇〇〇〇〇〇〇、台帳、現況ともに田の〇〇〇平方メートルほか田31筆、合計田32筆、面積〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇平方メートルです。

所有権を移転する方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇さん、63歳。

売買価格は、10アール当たり約〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円で、総額〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円です。

次に、31ページ、3番です。

所有権を移転する農地は、大仙市四ツ屋〇〇〇〇〇〇〇〇〇、台帳、現況ともに畑の〇〇平方メートル、1筆です。

所有権を移転する方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇さん、78歳。

売買価格は、総額〇万円で、10アール当たりに割替えしますと約〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円となります。

2案件とも所有権の移転を受ける方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇さん、70歳です。

	それでは、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。
議 長	質疑に入ります。 質疑ございませんか。 足達委員。
足達委員	22番の足達です。 許可要件には関係ございませんけれども、参考までに大枠でかまいませんので、〇〇〇〇〇〇〇〇という金額で市が購入するということですが、この金額については購入される企業、そちらのほうの回収と言うと失礼ですが、どういう形でこの手続されるか、例えば使用料とか利用料と言って取るのか、もし分かりましたらお願いします。
議 長	事務局。
参 与	この土地は、各企業に分譲しますので、売買金額になります。ただ、この金額そのもので売るのではなく、もっと安い価格で企業が来やすい金額に落ちるはずなので、この金額そのものは回収できません。ただ、市がどのぐらいで販売して回収するかは、まだ計画の段階しか聞いてなくて分からないんですけれども、市が買う、買い上げる金額とイコールではございません。
足達委員	わかりました。ありがとうございます。
議 長	ほかにありませんか。 (なしの声)
議 長	ないようですので、これより採決いたします。 議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	ありがとうございます。 全員賛成ですので、議案第5号の「農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定しました。
議 長	次に、報告第1号の「専決処分報告について」を議題とします。 事務局より報告願います。
事務局長	報告第1号 専決処分報告について 大仙市農業委員会規則第10条第1項及び大仙市農業委員会会長専決規程第2条の規定により専決処分したので、大仙市農業委員会規則第10条第2項の規定により報告し、承認を求めます。 令和2年9月9日提出 大仙市農業委員会 会長 細谷精悦
議 長	事務局の説明を求めます。
参 与	

それでは、私のほうから専決処分の内容についてご報告いたします。
議案書の39ページをご覧ください。議案書の一番最後のページをご覧ください。

大仙市では、8月31日付並びに9月1日付でそれぞれ人事異動が行われました。また、それに伴いまして農業委員会事務局及び分室の職員に異動がございました。そこで、人事異動後の事務執行が滞りなく実施されるために、大仙市農業委員会規則第10条第1項及び大仙市農業委員会会長専決規程第2条により専決処分を行いました。

具体的に説明したいと思います。

まず、職員を免じた者であります。仙北分室の寺村彰浩主査が8月31日付で退職となりました。続いて、職員に任命した者であります。事務局の小林習之主幹が9月1日付で農林部農業振興課と併任となりました。また、仙北支所農林建設課の高野祥主事が、同じく9月1日付で仙北分室と併任となりました。

以上、専決処分の内容についてご報告いたしました。どうかよろしくお願いたします。

私のほうからは以上です。

- | | |
|------|---|
| 議 長 | 説明が終わりました。
これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。
(なしの声) |
| 議 長 | ないようですので、これより採決いたします。
報告第1号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。
(賛成者挙手) |
| 議 長 | ありがとうございます。
全員賛成ですので、報告第1号の「専決処分報告について」は、原案のとおり承認することに決定しました。 |
| 議 長 | これで本日の日程は全て終了しました。
その他、事務局のほうから何かございませんか。 |
| 参 与 | すみません、皆様に今回配付しました農業委員名簿についておわびいたします。
7月31日付で皆様にお渡しした農業委員名簿の中の年金の委員の丸印を間違っておりまして、今回お渡しした9月1日現在というもので、田村誠市委員についていた年金の丸印を信田浩則委員に付け替えまして、大変申し訳ありません。間違えましたので、この9月1日現在をこれからは見ていただきますようによろしくお願いたします。 |
| 事務局長 | 私からもちょっとお願がございます。
前回の総会におきまして、田村誠市委員からご質問がございまして、役員会で検討すると回答しておりました件につきましてご報告いたします。
ご質問の要旨は、農家の思いと市の政策がマッチしていないのではないかとか、農業委員会としての要望を市の農業政策に反映できないのかということ、そして農政と農業委員会との協議の機会が必要ではないかといった内容でございました。
役員会におきましては、農業委員会で1つの意見として集約するには相当吟味したものでなければならぬので、なかなか難しいのではないかとということ、それから政策がマッチしていないということよりも、より具体的な要望という形でもっと掘り下げて提案してはどうかということ、それから個別の対応をしていくしかないのではないか、農業等の部会等の意見や担い手のほうの会議で要望する、そして市や予算説明の場で要望していくなど、要望の実現にはそういった機会を捉えるのが早いかもしれないといった意見、そして機会を捉えて総会にかけ意見を集約し陳情するというようなご意見がございまして、様々意見がありまして、まとめることはちょっと難しい状況でございました。 |

いずれにしても、より具体的な提案や要望とすることが望ましいという意見が多くありましたので、その点を踏まえていただきまして、再度のご検討をお願いしたいと思います。その結果といたしまして、要望として意見が出されたということでございますれば、再度、役員会等で協議いたしまして総会にお諮りし、必要な措置を講じてまいるというふうに考えておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

議 長

委員の皆さんから何かありませんか。
足達委員。

足達委員

22番の足達です。

今、先ほど事務局長の回答ですけれども、役員会に諮ってそう決まったのであれば仕方ないですけれども、本来であれば意見交換という形でいろんな機会を持って、行政に意見を申し出るのは絶対必要だと思います。議事録に載れば、型式にはまったもので質問なり意見を言わなければならないかと思っておりますけれども、ざっくばらんに、私、去年もお話ししたんですけれども、意見交換でいろいろ出したほうがいいと思います。いつも総会で、異議なしで早く終わればいいでなくて、せっかく来ているんだから、大仙市の農業委員会はまだ篤農家だけです。篤農家なんて、いろいろな問題も抱えていますよ。しかも、全県の農業委員会で言えば大所帯ないですよ。この問題、課題は全県にも通じることです。正式に集まってどうのこうのではありませんけれども、意見を出し合うことが重要でないかと思っておりますよ。

私も3年間やっていますけれども、前にはその中で穀類があつて大変だと、何とかしてくれという意見もあったし、市で説明した中に、農業への穀類の有効利用という話だったと思っておりますけれども、そのような内容でなかったという意見もあったり、皆さんせっかくここに来ているんです。意見をどんどん出して交流して課題を見つけたほうがいいと思っておりますよ。これが県なり、ほかの農業地域に共通する問題といえますか、課題になると思っております。

それから、あえて私は意見させていただきたいんですけれども、前回、総会で農業委員大会の政策要綱の提案の依頼がありましたけれども、やはりこの中身を見ますと、事業の提案の基礎データ、記載されるものなど、こういうのを全部出してということですが、なかなか我々農業委員でこれは結構詰まらぬです。情報も少ないし、面倒です。ぜひ、大仙市からも来年度に向けてですけれども、こういうような問題や提案は、ぜひ大仙市農業委員会として意見を出すべきだと思いますよ。出すことに意味があると思っておりますよ。文言、同じ要望でも構わないと思っております。それを県なり国に向けて出すことは非常に大切だと思います。

私は、秋田市の農業委員会でちょっとお邪魔しまして、この取組についてどう取り扱っているのか聞きましたら、事務局で要望事項を並べまして、それについて農業委員の方々からアンケートを取ったそうですよ。それで、これとこれは必要だということで、農業委員の皆さんからこのアンケートによって、その大きいものについて要望項目を出して、これを事務局で肉づけして、今これ、ちょっと事務局で頑張らなければあれですけれども、そういうこともして、毎年、要望を出しているそうですよ。市町村によっていろいろやり方ありますので、大仙市はいいということであればそのとおりですけれども、ぜひ私は、今回のこういう懸案についてはそういう提案できる仕組みをつくっていただきたいと思っております。

以上です。

議 長

局長。

事務局長

まず、ご提案はいつでもお受けしますし、それを拒むようなものでもございません。先ほど申し上げたのは、ちょっとより具体的なほうがいいのではないかとということで、

この後またご提案があればぜひお受けしまして、役員会、総会にお諮りしていきたいと思えます。

足達委員 　　ぜひ来年に向けて検討してください。

事務局長 　　来年に向けてですね。

足達委員 　　来年のこの上に書いてある。

事務局長 　　来年の施策提案ということですね、分かりました。

それについては、今お話しされたとおりに、提案していただければ一番いいですけども、私どもも委員の皆様から率直な生の声を出していただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。来年に向けましてそれはやっていきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

議 長 　　田村委員。

田村委員 　　前回、提案させていただいた件、役員会で審議していただきありがとうございます。時間がないので簡単に言うと、具体的なことがある方といえれば具体的なことで対応して、直接いろんなところでやってくださいというような今の回答だったというふうに思えますけれども、合併してどれくらいかな、17年ぐらい、その前は中仙のことは中仙で、今は合併して大仙市全体となって、個々の事情、かなり違います。違うということは、自分のところもそうなのかもしれませんけれども、大仙市の農業委員会なので、いろんな事情があるということをおぼつかない、農業委員活動できないんじゃないかということです。

簡単に言うと、数年前もそのレートが下がって8,500円になったときに、大仙市の出している小作料金ですね、ちょっと違うんじゃないかというふうなことを言ったんですが、それはどうしてかという、レートが下がって、やれなくなると誰かにやらせなきゃいけない。別のほうにもしました。1人は受けたんですが、1人は場所も違うので、農地の集積・集約、集積にはなるんですけども、集約にならないので、ちょっと無理だと、じゃ、2万円でその近くの人の農業者を探して、例えばマッチングさせると言った場合に、8,500円になって、農地中間管理事業を使って、10年間2万円で出すというような、担い手が持つか持たないかといったことじゃないのかなというふうに思って、あのときは発言したんです。

ということとか、いろんな条件があるんで、そういうのをみんなで話合いをして、分らなければいけないじゃないですか。自分のところだけは分かったって、それはなかなかできないことじゃないんですか。農地の集積・集約をやったり農林振興課と一緒にやれたら、これほどいいことはない。

それから、遊休農地の解消ですね。これは農業委員会だけでできることなのかなと。やはり、それは市と一緒に遊休農地の解消のために、多分でやるのが本当のところじゃないのかなというふうなことで私、申し上げたので、確かに具体的なことはありますというか、それはあるんですが、みんなで話合いをして現状を教えるということが必要じゃないのかなと。市の政策、市が大仙市の農業事情を全部網羅していないんじゃないのかなと、我々の事情をちゃんと分かっているのかどうかですね。大きな農家だけを見て政策をつくっているんじゃないかと、遊休農地解消のためにどういうことはしなきゃいけないのかと、遊休農地解消のためにどういうことが必要なのかということ、農業委員会なんで、このところの話合いをもっとしなくてはならないのかなというふうに思えます。

農業政策がうまくいっている証のところやっぱり遊休農地が少ないというのが一つの目安だというふうに思っていますので、私も農業委員なんで、ちょっとでもうま

くいくように努力するべきだろうというふうに思うんです。

それで、ちょっと長くなってしまったんですが。

最適化推進委員が今あって、うまくいっているというふうに思っております。それは、同じようなことが20年ぐらい前にもたしかあったんですけども、あのときも農業委員はどんどん減らされて、地区を見られないということで、協力員というのがあったんですがすぐに駄目になったんですね。駄目になったのはなぜかという、同じ失敗を繰り返さないためにもちゃんとやらなきゃいけないんです。それで、今はちゃんとその予算がつくというところで、20年ぐらい前はもう人をばかにしたような、言葉が悪くて申し訳ありませんが、ほとんどつかなかったんです。それを利用することが大事なところですが。

ただ、やはり心配するのは、土地持ちというのはいつまでも続かないと。お金の切れ目が縁の切れ目にならないように、その前に手を打つというのが大事だと思っておりますので、やっぱりいろんな問題がいっぱいあると思うんです。それを1年や2年話し合ったことは、なかなか解決できないと思いますけれども、話をしているような問題があると認識させないと、農業政策なんかつくれないじゃないですか。多分、その現状が分からないで農業政策をつくっているんじゃないのかなといつも思っていて、それをどうやって伝えたらいいのかと。せっかく、この農業委員会というのがあって、各地区の農業者が集まって、事情も違うわけですので、これもいい機会、いい組織じゃないかというふうに思っていますので、縁があったら個別にちょっとやりなさいとかじゃなくて、前向きに考えるのであれば、大仙市農業委員会とか、私みたいなものを教えるような立場じゃないんですが、ちょっとでも前に進めるように発展していくために、意見交換そういうのが必要ではないかということをお願いしたのです。よろしくをお願いします。

足達委員

すみません、渡邊委員、何か一言お願いします。

議長

渡邊委員。

渡邊委員

渡邊です。

私も役員の一員としてのこの田村委員の提案について、縷々検討いたしました。決して無視したような発言等々ではありません。このせっかくの大仙市農業委員会、8つの地区の代表者が、今日はたまたま全員集合でありますけれども、さて、話合い、あるいはそういった要望等々、集会等々開くといった場合には、やっぱり提案条項、質問条項、それから要望条項というものをある程度まとめてこの会議を進めていかなければならないと思います。何ら話合いをまだ今のところ、そういったことでは持っておりませんけれども、そここのところの段階を踏むには、一体どうすればいいのかということからスタートしなければならないわけです。はっきりいって、感じの悪い会議はできない、そういうことなんですよ。

ですので、もしそういった意味でも、足達委員のように前向きに進めるとするならば、順序、段取りをしっかりと踏まえた上で、そしてお膳立てをしっかりとしなきゃならないと。相手側にもある程度質問、あるいは要望条項等も知らせておかなければならない。そうでなければ、このように多くの地域から、本当に山のほうから平地からいろんな方々いますので、ばらばらではとてもまとまるような会議にはならないというふうには判断されます。

なお、総体的に見ますと、毎年開かれております交換会のときにやります農業委員会、あの席上に、壇上に幕が垂れ下がって、要望条項、ちょっとまとめておられます。集約されているわけです。特に農業委員会は、国の直轄機関みたいなものであります。大仙市が持つものではなくて、いわば国の直轄のようなものです。ですので、いろんな予算の配分等々については、やっぱりお上の国側が持っていなければならない情報が多数あるわけです。でも、下からの突き上げも必要だから、ああいった大会で問題、

あるいは要望等を皆さんで大会で決議するわけです。そういったことであるので、これは大概の方々がご存じだと思います。

ですので、決して無視するような感じではなくて、いや、これは、もしやるんだったら、やってもいいんだ、やることはいいんだけど、どういった順序を踏まえて、そして意見の集約をする場といったものをどうするかといったことを皆さんで検討しなければ、先に進まないというようなことの判断であります。ですので、会長は後で言うと思いますけれども、ちょっと待てよ、これはもう少ししっかりとみんなで話し合ってから、その場を持ったほうがいいんじゃないのかなというような意見が大半でありました。

各地域の問題等につきましては、それこそ分所があります。分所があって、その方々の担当の農政課の方々がおるわけです。そういった方々からの声の吸い上げも当然必要でしょう。もう一方では、市の行政直轄とすれば、認定農業会議といったものがあります。そういったところでも、これらを捉えながら要望等々もできるわけです。こういったことからして、農業委員会としての、いわば立ち話の要望、あるいは提案といったものの場をいま一度皆さんで取りまとめてから、そして前に進むべきじゃないかなというふうに、決して反対意見じゃない。そういったものの順序を踏まえてもらいたいなということの話です。今のところ、ここまです。

議 長

田村委員。

田村委員

順序を踏みなさいという話なので、それはわかります。

渡邊委員

田村委員、ちょっと今回だけ、ちょっとマスク外してください。

田村委員

そういうことなんですよ、大仙市では、それはそのとおりで、そのとおり順序どおりにする。でも、ほかのほうの団体とかいろんな会議がありますよね。いろんな意見交換をやりますよ、先月は県の農林部との意見交換をやりますよ。躊躇せずそういったのをつくれればいいんじゃないかという、簡単に言うと。そこで、意見交換したからって、すぐそのまま国に上げるとか、そうじゃなくて、今までの実情をどうするかという簡単な意見交換なんです。その積み重ねが農業政策へつながるかというふうに思うんですけども、農家の我々のその意見を、例えば農業政策をつくる人等の意見があるわけです。それが要望のほうになって、今農家の事情がこうだから、こういうふうな政策に変えなければいけないだろうというふうにやっぱりなっていくんじゃないのかなと思うんです。

国とのその意見交換の場もあります、それは。国には、もっと言われれば分かって、全部聴きます。その中で多分、何年か積み重ねると、向こうのほうの人が話を分かってきて、今の農業政策はこれでいい、うまくいっているのかいっていないのかを探るんですよ、多分ね。簡単なかしこまった話じゃなくて、何か簡単にその意見が言えるような場があれば、最初は点にすぎないでしょうけれども、毎年、そうやって積み重ねると多分、どうしたらいいかというのが少しずつ分かってくるんだと思いますよ。だから、たった1回要望書を上げたから変わるとか、そういうことじゃなくて、常に我々は現場にいます。政策を創る側は向こう側にいます。やるというか、できるような環境をつくるというのが私の意見です。そういうところがあればいいのかなというふうに思っています。

それで、市の農業政策を話ししてしまうといろいろあるんで、ただ、我々の今の現状を市のほうに分かってほしい、場があれば、いろんな農業政策ができるんじゃないかということです、簡単に言うと。

以上です。

事務局長

ご意見を賜りまして、ご趣旨もありましたので、この後、また役員会等を開きまし

て、検討して、また報告させてという形をとらせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

田村委員

必ずやれとかじゃなくて、そういう雰囲気欲しいということです。

事務局長

そういうご趣旨を踏まえて、ご検討させていただきたいと思います。

渡邊委員

今日、全員参加しています。できれば、推進委員の皆様も出ればいいけれども、ちょっと内輪のほうでの申し合せみたいな感じで提案したりしなければならぬと。実は、これから3年間、皆様方といろいろ付き合っていくわけです。その中で、総会以外にいろんな会合がございます。集会で、あるいは出かけてこういう会の中で話しする場合もあります。そんなときに、それぞれの方々に案内が行くわけです。案内のときに、出欠、参加しました、参加しませんか、参加できないとか、いろいろ出欠の確認をする旨あります。せっかくの機会です。皆さん、欠席者のみ、しっかりと知らせるというふうに申し合せをしませんか。会長命令、細谷会長名で招集される通知がこれから何度も何度も行くと思います。そのたびごとに、出席しますか、欠席しますかといったことの連絡が、事務方もやっているわけですが、この際、せっかくの委員、責任ある立場の皆様方で、都合が合わなくてどうしようもなく参加できない方のみしっかりと事務方に伝えるといった、そういうようなやり方に皆さん、ご賛同いただけませんか。

(わかりました。の声)

渡邊委員

よろしく願いします。

議 長

いろいろと貴重な意見をいただきまして、ありがとうございました。近いうちにまた役員会を開いて、いろいろみんなで協議していきたいと思ひますし、ちょっと気になっているのは、いろいろ要望はあるんでしょうけれども、種苗交換会の際の農業委員大会、いろいろ要望その項目出してくださいと言っても、大仙市からはここ3年間、全然出ていないんです。前はいつも、農協にいた方、鶴松さんとか小松一男さんはしょっちゅう出してくれていたんですけれども、委員が代わってから大仙市からは出ないと言われますので、何とか皆さん、そのあたりの要望のほうを提出お願いしたいと思ひます。それと、秋田県の農業会議政治連盟の紙って皆さんの手元に行っていると思ひますけれども、6月の総会で、今年も皆さんから農業委員並びに農地利用最適化推進委員の方々から活動費として1口500円の寄附をお願いすることになりました。大変心苦しいですけれども、何とか皆さんからご協力、募金のほうをよろしくお願いしたいと思ひます。

議 長

ほかにありませんか。

足達委員

会長、今話されて、3年間要望がなにもなかったと。中には知っている人がいて、農協を退職した人とかだれかがいて、何としたと言うんだけれども、事務局なり県から示された紙で出せる人はいないって、情報ないと。だから、例えば秋田市の場合は、ちょっと紹介したけれども、要望などは事務局でこれまでもやってきている例があります。だから、古いとか古くないとか、前のでもいいので、私は、大仙市農業委員会として提案することに意義がある。だから、いろいろやり方はあると思ひますよ。一人で書けと言っても書けない。私、書けと言われてれば書くかもしれないけれども、上がったときに、何、こんなものがと組織討議しなければならなくなるわけよ。そういう項目を農業委員会の事務局で難儀をかけるけれ

ども、これ以外にもいろいろ方法あるんですよ。農政委員、私、農政委員になって
いますけれども、そういう委員会で決めるとか。是非、来年の話ですけれども、大仙
市農業委員会、大所帯でこんなにして、問題がないわけがない。同じ課題であつても
いいのよ。何度も言いますが、全県の中の大仙市農業委員会としてアピールしなけれ
ばならないと思いますよ。そういう気持ちです。無理なら無理でもいいんですけど

議 長

貴重な意見、本当にありがとうございます。
ほかにありませんか。
(なしの声)

議 長

なければ、これで第3回の大仙市農業委員会総会を閉会します。
本当にご苦労さまでした。

(午前11時30分 閉会)